

本会議への報告取りまとめの方針（案）

- ・公共交通改善策の大枠を提示し、合わせて考えられる課題を示した上で、必要な項目についてはどうすべきかの方向性を示唆する。
- ・住民部会の経過（概要）についても報告する。

考慮すべき点

- ・どこまで住民部会で決めることができるかについては、住民部会の性格上、新しい交通手段の導入を決定することはできない。何を決めるにしても、地域公共交通会議（本会議）にて合意形成が必要（道路運送法）。
- ・実施を前提とした詳細な計画については、専門家の意見も取り入れる必要がある。

→「住民部会として、改善策の大筋と、課題解決の際の方向性を提示する。」

念頭に置くべきこと

「(交通弱者の) 交通利用確保・向上」が目的であり、「うぐいす号の活用」が目的ではなく、「新しい交通手段を導入すること」を考える上での一案である。また、「新しい交通手段の導入」も目的ではなく、目的を達成するための手段である。